

事 務 連 絡
令和元年 11 月 20 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃 棄 物 規 制 課

復権令により資格の回復を得た者の取扱いについて

即位の礼が行われるに当たり、復権令（令和元年政令第 131 号）が令和元年 10 月 22 日に公布され、同日から施行されたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設の設置並びに産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設設置の許可事務等における、復権についての統一のかつ円滑な運用のため、留意事項を下記のとおり取りまとめたので連絡する。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

記

第一 復権令による資格の回復の効果について

これまで、罰金に処せられたため法第 7 条第 5 項第 4 号ハの定めるところにより欠格要件に該当していた者（法人を含む。）で、処せられた罰金刑の全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年 10 月 22 日の前日までに 3 年以上を経過し、他に禁固以上の刑に処せられていない者については、将来に向かって当該復権令の対象となった罰金に係る欠格要件に該当しない者となる。したがって、復権令により資格を回復した者やその者を役員とする法人等から許可の申請があった場合等には、このことを前提とした対応を行うこと。

第二 過去に許可を取り消された者の取扱いについて

復権令による資格の回復の効果は、将来に向かって生ずるものであるから、過去に法第 7 条第 5 項第 4 号ハに該当することを理由になされた許可の取消処分や不許可処分の効果は変更されないこと。したがって、当該取消処分を根拠として同号ニに基づき欠格要件に該当

する者については、復権令の施行後も引き続き欠格要件に該当すること。また、同号ニに該当する者を役員とする法人等についても引き続き欠格要件に該当すること。

第三 復権令の対象者の判断について

許可の申請者等が復権令の対象に該当するか否かについては、許可事務を行う都道府県又は市区町村において、関係行政機関へ照会を行い判断されたい。ただし、許可の申請者等が地方検察庁において発行された復権証明書を任意で提出した場合には、これを使用して審査等の事務を行うことは差し支えない。

以上